

## 公的資金としての株式の取扱いに関する契約書

預金保険機構（以下「甲」という。）と株式会社りそなホールディングス（以下「乙」という。）は、甲が保有する乙の第3種第一回優先株式（以下「本第3種優先株式」という。）、並びに株式会社整理回収機構（以下「RCC」という。）が保有する乙の丙種第一回優先株式（以下「本丙種優先株式」という。）及び己種第一回優先株式（以下「本己種優先株式」という。）に関する甲及びRCC並びに乙の権利義務に関し、平成25年6月21日付けで、以下のとおり契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

1. 甲及び乙は、本契約締結日現在の乙が返済すべき金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく公的資金は総額 1,600 億円で、その内訳は次のとおりであることを確認する。
  - (1) 本丙種優先株式に係る要返済額 600 億円
  - (2) 本己種優先株式に係る要返済額 1,000 億円
2. 乙は、要返済額につき、主として以下の方法により返済するものとする。
  - (1) 本定款変更（乙の第12期定時株主総会に係る平成25年6月4日付け招集通知記載の当該定時株主総会第1号議案に基づく定款変更をいう。以下同じ。）後における乙の定款第11条に基づき本丙種優先株式につき支払われるべき平成26年3月期から平成30年3月期までに係る特別優先配当金総額年間12,000,000,000円の乙のその他資本剰余金からの支払い。
  - (2) 本定款変更後における乙の定款第11条に基づき本己種優先株式につき支払われるべき平成26年3月期から平成30年3月期までに係る特別優先配当金総額年間20,000,000,000円の乙のその他資本剰余金からの支払い。
3. 甲は、本丙種優先株式及び本己種優先株式に関して、第2項第(1)号及び第(2)号にそれぞれ定める特別優先配当金の支払い済み額の合計が、第1項第(1)号及び第(2)号に掲げる本丙種優先株式及び本己種優先株式に係る要返済額に相当する額以上となったとき以後は、当該本丙種優先株式及び本己種優先株式につき、法令及び乙の定款に定められる権利に基づく場合を除き、乙からいかなる追加的な支払いも受けることはできず（かつRCCをしてかかる支払いを受けさせることはできず）、また、かかる追加的な支払いを乙に求めてはならない（かつRCCをしてかかる支払いを乙に求めさせてはならない。）ものとする。
4. 乙は、本契約の有効期間中、その時々においてRCCが保有する本丙種優先株式及び本己種優先株式について、第1項第(1)号及び第(2)号に掲げる本丙種優先株式及び本己種優先株式に係る要返済額の合計から第2項第(1)号及び第(2)号に定める特別優先配当金の支払い済み額の

合計を控除して得た金額を対価の総額として、当該本丙種優先株式及び本己種優先株式の全部（一部は不可）を、金銭を対価として取得することを請求できるものとし、かかる請求があった場合、甲はRCCをしてかかる請求に応じさせるものとする。なお、この場合における本丙種優先株式及び本己種優先株式の取得対価の内訳については、当事者間で協議の上定めるものとする。

5. 乙が前項に定める請求を行った場合、甲及び乙は、前項に従って定められた条件による本丙種優先株式又は本己種優先株式に係る売買契約の締結及び実行のため、民法、会社法その他の適用法令に従い必要とされる手続（以下「本売買手続」という。）を可及的速やかに履行するよう合理的な努力（甲にあっては、RCC に本売買手続を履行させるよう必要な管理・監督を行うことを含む。）を尽くすものとする。
6. 甲は、本契約の有効期間中、本丙種優先株式及び本己種優先株式を第三者に譲渡してはならず、また、RCC をして第三者に譲渡させてはならないものとする。但し、第 2 項第(1)号及び第(2)号に掲げる特別優先配当金の全部又は一部が支払われなかった場合は、この限りではないものとする。
7. 本契約書の有効期間中、乙は、乙の普通株式の株価がハードル株価を上回るなど返済の条件が満たされた場合には、乙の財務の健全性及び市場の安定性に留意しつつ、会社法及び金融商品取引法の手続に則り、可能な限り迅速に残存する本丙種優先株式及び本己種優先株式に係る公的資金（第 1 項第(1)号及び第(2)号に掲げる本丙種優先株式及び本己種優先株式に係る要返済額の合計から第 2 項第(1)号及び第(2)号に定める特別優先配当金の支払い済み額の合計を控除して得た金額）を完済すべく、必要な手続を履行するものとする。なお、甲及び乙は、資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る一般的な対応方針として甲がその時々において公表している方針（本契約書締結日現在においては、平成 17 年 10 月 28 日付け「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」に記載の方針）が、本丙種優先株式及び本己種優先株式の取扱いにも適用されることを確認する。但し、例えば、市場が極端に混乱し、乙の財務に与える影響が計り知れない場合には、乙において財務の健全性及び市場の安定性に関する経営判断に相応の時間を要することがあり得ることを、甲は確認する。なお、ハードル株価とは、第 1 項第(1)号及び第(2)号に掲げる本丙種優先株式及び本己種優先株式に係る要返済額の合計から第 2 項第(1)号及び第(2)号に定める特別優先配当金の支払い済み額の合計を控除して得た金額を、本丙種優先株式及び本己種優先株式に係る当該時点における潜在株式数の合計で除して得られる価格を意味するものとする。
8. 乙は、本契約の有効期間中、本第 3 種優先株式に係る公的資金について、乙の財務の健全性及び市場の安定性に与える影響に留意しつつ、平成 26 年 3 月末日までに、3,000 億円（乙

による本第3種優先株式の取得価額ベース)を返済するべく努力し、かつ、平成30年3月末日までに、本第3種優先株式に係る公的資金の残存額を返済するべく努力するものとし、これらの返済のための方法及び条件並びにその時期について、甲及び乙は、誠実に協議及び検討を行うものとする。

9. 本契約は、本契約締結日から、RCCによる第1項第(1)号及び第(2)号に掲げる本丙種優先株式及び本己種優先株式に係る要返済額全額の回収が完了し、かつ、甲及びRCCが本第3種優先株式、本丙種優先株式及び本己種優先株式の全部の処分を完了した日まで有効とする。

(以下、余白)

本契約の締結を証するため、正本2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年6月21日

甲：東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

預金保険機構

理事長 田 邊 昌 徳

乙：東京都江東区木場一丁目5番65号

株式会社りそなホールディングス

代表執行役社長 東 和 浩